

警察に相談した後はどうなるの

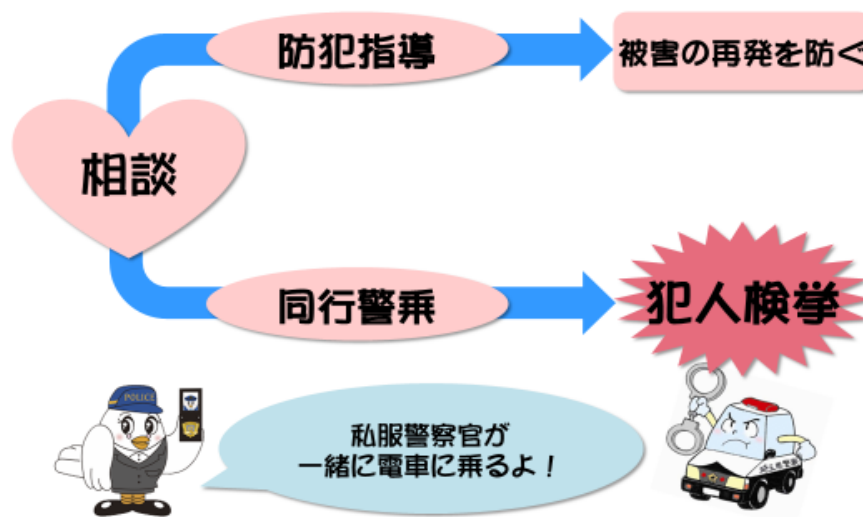
警察が痴漢等の被害相談や届出を受けたときは、被害者等の意向に沿って、必要な防犯指導や犯人検挙に向けた捜査活動等を行います。

1 防犯指導

被害に遭わないための具体的な防犯指導を行い、再発防止を手助けします。

2 捜査活動（同行警乗）

犯人検挙に向けた捜査を開始し、希望によっては、私服警察官が電車に同乗して捜査を行う「同行警乗」を実施し犯人の検挙に当たります。



情報発信元

鉄道警察隊

電話：048-641-0599